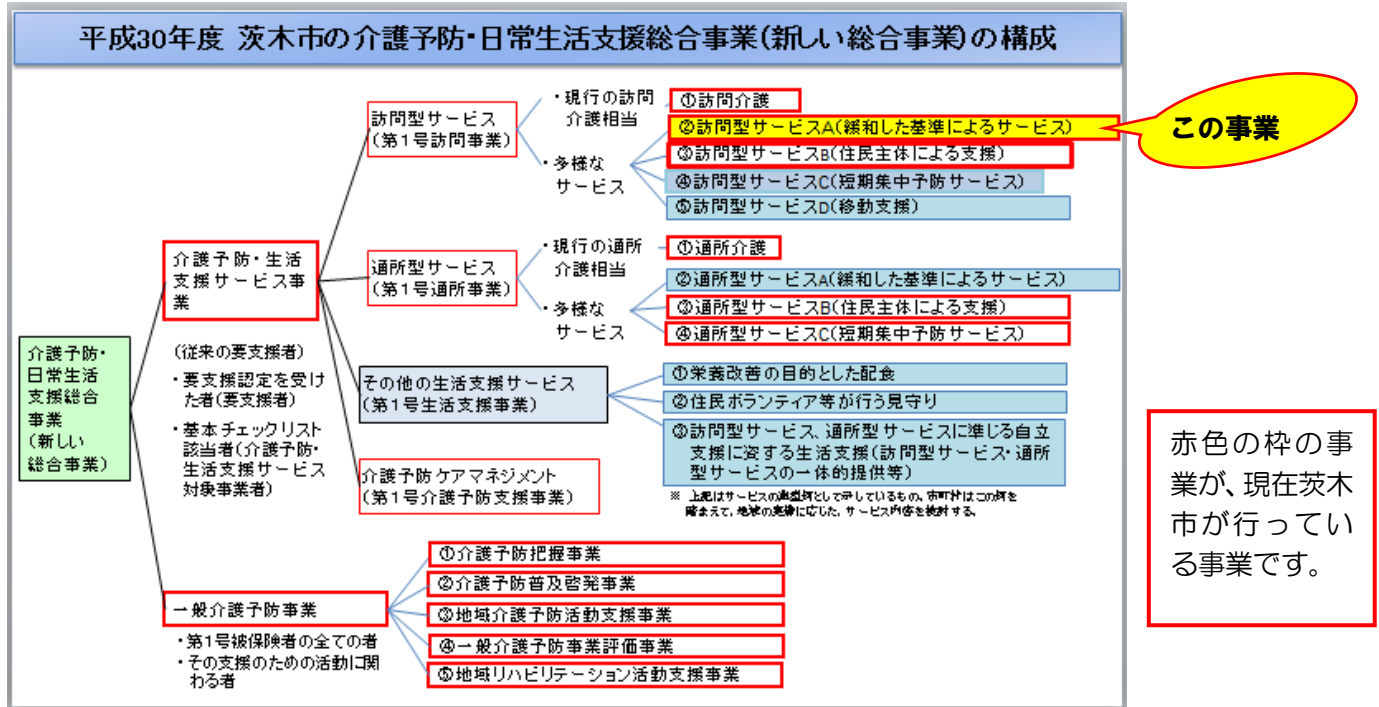


茨木市「訪問型サービス A」とは？

軽度の介護保険サービス利用者（要支援 1・2、事業対象者）のご自宅を訪問し、掃除、洗濯、ゴミ出し、食事の準備や買い物の代行等（1回当たり 45～60 分未満）ケアマネジャーが作成するプランに沿ったお手伝い（生活支援）をする事業です。
なお、更衣や入浴介助といった利用者の身体に触れる介助（身体介護）は行いません。



茨木市の訪問型サービス

	従前相当の訪問介護相当サービス	この事業	多様なサービス
サービスの種類	① ホームヘルプサービス (従前相当の訪問介護相当サービス)	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービスの内容(例)	身体介護 入浴の介助・見守り 更衣の介助 ほか 買い物(同行)、服薬	身体介護 なし	生活支援 1 + 生活支援 2 話し相手 電球交換 など
サービス提供者	介護保険事業者	指定事業者 (1か所)	ボランティア団体 (1か所)
利用料	自己負担額が「1割」のかたの場合 週1回利用 1,250/月 週2回利用 2,500/月	220 円/回 (45～60 分未満) (1～2 回/週、月8回まで)	150 円/回 (30 分未満) (月 10 回*まで)

★ ①～②と併用する場合はその回数を差し引きします。

Q どんなサービスを提供するのですか？

A 掃除、洗濯、買物、調理、ごみ出し、その他「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日付老計第 10 号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助に位置づけられかつ利用者の自立した生活に必要な援助としてケアプランに明確に位置づけられるもの（身体介護を除く）を提供できます。本人の居室以外の掃除、外回りの掃除、草取り・花木の水やり、窓拭き・網戸の清掃、季節の衣替え、家具・電気器具等の移動、話し相手など日常的に行われる家事の範囲を超えるものはできません。

Q どんな人が従事者になれますか？

A 介護保険サービスの訪問介護に従事できる有資格者だけでなく、茨木市長が行う研修、茨木市長が認めた事業所が行う研修、他の市町村が行う同サービス従事者研修修了者が従事できます。

Q 茨木市長が行う訪問型サービス A 従事者養成研修って何ですか？

A 平成 30 年度は 10 月と 2 月の 2 回実施予定です。2 日間の講義と半日の実習を組み合わせた研修で、茨木市訪問型サービス A に従事希望の満 15 歳以上（中学生不可）の方ならどなたでも受講可能です。本人負担はテキスト代のみです。

Q 報酬はいくらですか？

A 1 回（45～60 分未満）あたり 205 単位、約 2,193 円です。

Q どのくらいの利用者がいますか？

A 75 人（平成 30 年 6 月の利用実績）の高齢者が利用しています。

Q 事業者はどんな業務をしますか？

A 従前相当の訪問介護相当サービスと同様の業務が発生します。毎月請求書を作成し、大阪府国民健康保健団体連合会（国保連）に送付してください。訪問型サービス A では、身体介護ができませんのでご注意ください。

Q 事業を始めるにはどんな準備が必要ですか？

A ①必要な人材を確保してください。

訪問型サービス A		
管理者	必要人数	専従 1 以上 (同じ事業所の従事者や、業務に支障がない範囲の併設する別事業所の管理者との兼務可)
	資格要件	特になし（従事者でなくてもよい）
責任者	名称	訪問事業責任者
	必要人数	・訪問介護等と訪問型サービス A の事業を一体的に運営しており、訪問介護等のサービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務する場合は、訪問介護等利用者と合計して、利用者 40 人ごとに常勤換算 1 以上 ・サービス提供責任者が兼務しない場合は、訪問型サービス A 利用者 60 人ごとに 1 人以上
	資格要件	訪問型サービス A 従事者うち、従前相当の訪問介護相当サービスの資格保有者（介護福祉士、介護職員実務者研修修了者等）または 1 年以上介護等の業務経験者
従事者	必要人数	1 人以上
	資格要件	・従前相当の訪問介護相当サービスの資格保有者（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等） ・市が定める研修の修了者

②運営上必要なスペース、設備、備品を用意してください。

③福祉指導監査課に事業所指定申請書類を提出してください。

※指定申請に必要な書類は、指定申請書、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表、従業者の資格証の写し、運営規程、平面図など、基本的には従前相当の訪問介護相当サービスの指定申請時にご提出いただく書類について全て必要となります。ただし、訪問事業責任者が初任者研修修了者や訪問型サービスA従事者養成研修修了者等の場合は、修了証の写しに加え、実務経験証明書の提出が必要です。

Q 従前相当の訪問介護相当サービスも提供している事業者の場合、その従事者が訪問型サービスAの訪問事業責任者を兼務することはできますか？

A 介護職員実務者研修修了者以上の従事者であれば兼務できます。介護職員初任者研修修了者の場合も、1年以上介護等の業務経験があれば兼務可能です。

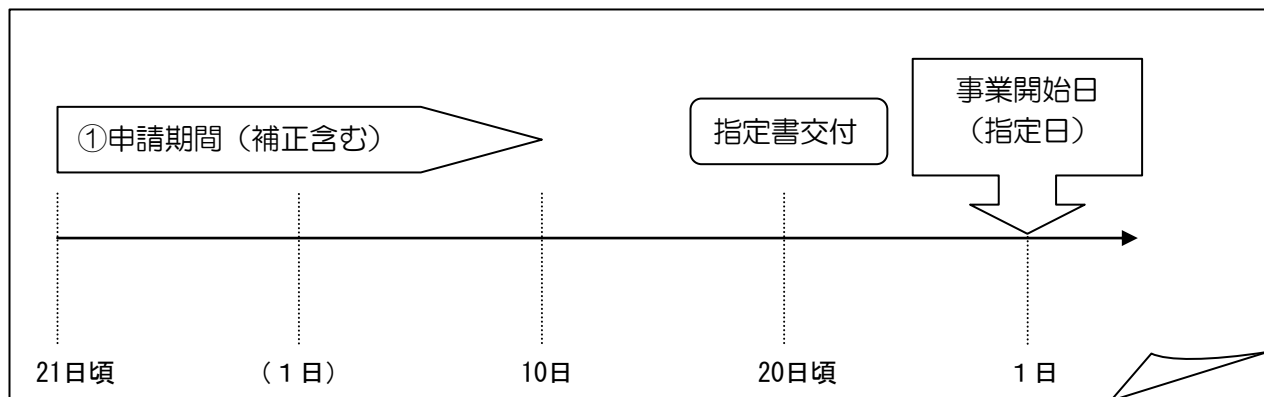
Q 訪問型サービスAを開始する場合、法人の定款変更が必要ですか？

A 訪問型サービスAは従前相当の訪問介護相当サービスと同じ第一号事業に該当します。定款に「第一号事業」と記載されていれば、訪問型サービスAも含まれますので、定款変更の必要はありません。

Q 指定申請から指定までのスケジュールは？

A 指定申請のスケジュールについては、下図のとおり、訪問介護や従前相当の訪問介護相当サービスと同様です。申請予約締切日までに福祉指導監査課に電話で予約の上（TEL:072-620-1809）、ご来庁ください。

<指定までの流れ>



<今後の受付期間>

事業開始日（指定日）	申請受付期間（書類補正含む）	申請予約締切
平成30年11月1日	平成30年 9月25日～平成30年10月10日	平成30年 9月18日
平成30年12月1日	平成30年10月24日～平成30年11月 9日	平成30年10月15日
平成31年 1月1日	平成30年11月22日～平成30年12月10日	平成30年11月15日
平成31年 2月1日	平成30年12月21日～平成31年 1月10日	平成30年12月17日
平成31年 3月1日	平成31年 1月23日～平成31年 2月 8日	平成31年 1月15日